おくやみハンドブック

小平市



おくやみ窓口のご案内(予約制)

親族が亡くなられた後の手続きに不安をお持ちの方に、死亡に関連する市役所での手続きをご案内し、ご遺族の負担を軽減するための「おくやみ窓口」を開設します。相談は全て予約制で、必要な手続きや持ち物を事前にお調べすることができます。

おくやみ窓口

- 1. 開 設 日 火曜から金曜まで(祝日・年末年始を除く)
- 2. 場 所 小平市役所1階 市民課市民サービス担当
- 3. 取扱業務 国民健康保険・後期高齢者医療制度 葬祭費支給申請、相続人代表者届、国民健康保険 などの資格確認書または被保険者証の返還などを、原則1か所(ワンストップ)で受け付けます。
- ・戸籍謄本等で相続人代表者とお亡くなりになった方との続柄を確認しますので、来庁日までにご 用意ください。
- (注) 原則、おくやみ窓口で死亡に関連する市役所での手続きをご案内しますが、手続き内容によっては、各担当窓口で手続きをしていただく場合もあります。

利用対象者

死亡時に小平市に住民登録されていた方のご遺族

予約枠

火曜日から金曜日まで(祝日・年末年始を除く)

1. 午前9時から午前10時まで

2.午前10時30分から午前11時30分まで

3. 午後1時30分から午後2時30分まで

4.午後3時まで午後4時まで

予約方法

予約フォームまたは電話で、来庁希望日の5開庁日前(土・日曜・祝日・年末年始を除く)までに予約してください。

インターネットによる予約

必要事項をご入力いただき、お申込みください。 https://logoform.jp/form/exdH/685103



おくやみ窓口を利用せず、直接各課で 手続きすることもできます。

電話での予約・問合せ

おくやみ窓口 予約専用ダイヤル (市民課市民サービス担当)

電話番号:042 (312) 1289

- (注)予約の申し込み受付は、平日の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)です。
- (注) 予約の際は、「おくやみ窓口の予約です」とお伝えください。

ご遺族の方へ

ご親族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

ご遺族の方が届出をおこなう小平市役所での主な手続きと市役所以外の一般的な手続きについて、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、少しでもご遺族の皆様の負担を軽減できればと思います。

小平市役所

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

本人確認書類

□ 1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る)

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

□ 2点で本人確認できる書類

健康保険の資格確認書または被保険者証、介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など ※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



市ホームページのコンテンツIDでの検索

市ホームページの多くのページには、コンテンツIDという数値 2桁から6桁)が設定されています。コンテンツIDを検索窓に入力することで、該当ページをピンポイントで検索結果に表示させることができます。

(例) https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/109/109747.html コンテンツ I D 109747



身近な人が亡くなられた方の死亡届を出した後の手続きなどの一般的な流れ(目安)

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
2週間以内		○世帯主の変更(変更が必要な場合)(8ページ参照)○健康保険の手続き	
15 日 以 内		○こどもの手当・医療証等 (17 ~ 18 ページ参照)	
3ヶ月以	○葬儀・法要の連絡・調整○通夜・葬儀・告別式○初七日○四十九日○納骨	○住民票の除票、戸籍(除 籍)謄本の請求など○世帯主変更○年金関係の手続き○公共料金などの手続き(27 ページ参照)	
内		○遺言調査・遺言書の検認○相続人調査・確定○相続財産調査○相続放棄・限定承認_	— (28 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (28 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (28 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 (28 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1 年 以 内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

小平市で必要な手続きについては8ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、 ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助と なればと思います。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	該当者	手続き	該当 チェック	出張所	土曜窓口	郵送	詳細ページ
	世帯主が亡くなった方	世帯主の変更	<u> </u>	0	一部 取扱い		P.8
住民登録	マイナンバーカード・個人番号 通知カード・住民基本台帳カード を持っていた方	カードの返却(任意)	\checkmark	_	_	_	P.9
	印鑑登録をしていた方	_	<u> </u>	_	_	_	P.9
	75歳以上	相続人代表者届	\checkmark	0	0	0	P.10
	(後期高齢者医療制度に加入 していた方)	葬祭費支給申請	\checkmark	0	0	0	P.10
保険	75歳未満 (国民健康保険に 加入していた方)	資格喪失届 (世帯主の死亡の ときは、同時に世帯主変更の 手続き)	\checkmark	0	0	_	P.11
		葬祭費支給申請	\checkmark	0	0	0	P.11
年金	加入していた年金の期間が国 民年金のみの方	死亡一時金、未支給年金、遺 族基礎年金、寡婦年金の請求	✓	_	_	_	P.12
介護保険	65歳以上または介護認定を 受けていた方	介護保険証の返還、相続人代 表者届	\checkmark	0	_	0	P.12
	市・都民税を課税されていた方	相続人代表者届	<u> </u>	0	0	0	P.13
	固定資産税・都市計画税を 課税されていた方	相続人代表者届	✓	0	0	0	P.13
税金	軽自動車税 (種別割) を課税 されていた方	相続人代表者届	\checkmark	0	0	0	P.14
<u> </u>	未登記家屋を所有していた方	家屋補充課税台帳登録名義人 変更届	$\sqrt{}$	_	_	0	P.15
	原動機付自転車(125cc以下)または小型特殊自動車を所有していた方	廃車または名義変更	\checkmark	一部 取扱い	0	○ (廃車のみ)	P.15
こい	認可保育園、幼稚園、幼児教育・保育無償化対象の認可外保育施設などに在園・申込をしている児童及びその世帯の方	家庭状況変更届、認定変更 届、退園届 など	✓	一部 取扱い	_	0	P.16
こども	幼稚園・認可外保育施設など に在園しており、補助金を申請 (受給)している児童及びそ の世帯の方	補助金に関する各種手続き	V	_	_	0	P.16

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

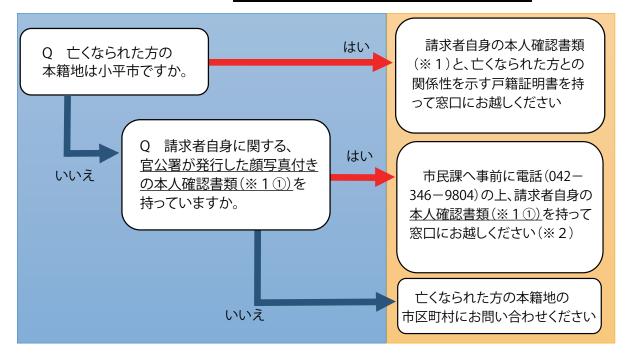
区分	該当者	手続き	該当 チェック	出張所	土曜窓口	郵送	詳細ページ
	児童手当の受給者、配偶者、対象児童 乳幼児医療証(マル乳)・義務教育就学児医療証(マル子)・高校生等医療証(マル青)をお持ちの保護者、対象児童	資格喪失届、保護者変更、 未払手当請求など	✓	_	_	_	P.17
こども	ひとり親家庭で、児童扶養手当・ 児童育成手当 (育成手当) を受給 していた方 ひとり親家庭医療証 (マル親) を お持ちだった方、対象児童	資格喪失届、受給者変更、 未払手当請求など	✓	_	_	_	P.18
	障がいのあるお子さんがいて、 特別児童扶養手当・児童育成手 当(障害手当)・小平市心身障 害児福祉手当を受給していた方 (保護者、対象児童等)	資格喪失届、保護者変更、 未払手当請求など	✓	_	_		P.18
	公立の小・中学校に在学されている	保護者変更届	\checkmark	_	_	_	P.19
	児童・生徒の保護者であった方	就学援助費、就学奨励費の 変更申請	<u> </u>	_	_	_	P.19
	身体障害者手帳、精神障害者保 健福祉手帳、愛の手帳をお持ち だった方	手帳の返還	\checkmark	_	_	_	P.20
	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院)をお持ちだった方	自立支援医療受給者証 (更生 医療・精神通院) の返還	<u> </u>	_	_	_	P.20
	障害福祉サービス受給者証を お持ちだった方	障害福祉サービス受給者証 の返還	✓	_	_	0	P.20
障がい	マル障受給者証をお持ちだった方	マル障受給者証の返還	\checkmark	_	_	0	P.21
	各種手当を受給していた方	異動届または死亡届	<u> </u>		_	_	P.21
	ガソリン費補助を受給していた方	ガソリン費補助の資格喪失 未払金の請求	<u> </u>	_	_	_	P.22
	福祉タクシー利用券を使用して いた方	福祉タクシー利用料金補助 の資格喪失 未使用分の福祉タクシー利 用券の返還	✓	_	_	0	P.22

市役所での手続き

死亡の記載のある戸籍ができあがるまで
□ 小平市が本籍地で小平市に死亡届を届け出た場合: 届け出をしてから、1週間前後。
□ 小平市が本籍地で他市に死亡届を届け出た場合: 他市から小平市に届書のデータが届いてから1週間前後。
□ 他市が本籍地で小平市に死亡届を届け出た場合: 小平市での手続きが終わり次第、本籍地に届書のデータを送信します。
(戸籍がお取りいただけるようになる具体的な日数については、本籍地の市区町村に お問い合わせください。)
死亡の記載のある住民票(除票)ができあがるまで
 □ 小平市が住民登録地で小平市に死亡届を届け出た場合: □ 同日(時間外・土曜日・日曜日・祝日の届け出の場合は翌開庁日) □ 小平市が住民登録地で他市に死亡届を届け出た場合: 1週間から2週間程度 □ 他市が住民登録地で小平市に死亡届を届け出た場合: 1週間から2週間程度 (請求に必要な書類は住民登録地の市区町村にお問い合わせください。)
MEMO

死亡の記載のある戸籍謄本・住民票(除票)を請求するには <戸籍謄本>

請求できる人:亡くなられた方の直系親族の方(親、子、祖父母、孫など)、配偶者



<住民票(除票)>

請求できる人:亡くなられた方の親、子、配偶者

請求者自身の本人確認書類(※1)と、亡くなられた方との関係性を示す戸籍証明書を持って、市民課窓口にお越しください

戸籍謄本と住民票(除票)の請求に当たっては、具体的な請求理由を明らかにしていただく場合があります。不当な目的の請求には応じられません。

- ※1 本人確認書類(有効期限のある場合は、有効期限内のものに限ります)
 - ① 1点の提示でよい書類 官公署が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書で、本人の顔写真を貼り付け てあるもの
 - (例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付き)、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書など
 - ② 2点以上の提示が必要な書類(「(イ)2点以上」または「(イ)1点以上+(ロ)1点以上」の 組み合わせ)
 - (イ)健康保険の資格確認書または被保険者証、介護保険証、後期高齢者医療証、国民年金手帳、 住民基本台帳カード(顔写真なし) など
 - (ロ) 学生証 (顔写真付き)、社員証 (顔写真付き)、法人 (国又は地方公共団体を除く) が発行した 身分証明書 (写真付き) など
- ※2 戸籍謄本の請求に当たって、本籍地が小平市ではない場合、以下の点にご注意ください。
 - ① 毎月第1、3土曜窓口についてはシステムメンテナンスのため、交付できません。
 - ② 東部出張所、西部出張所、動く市役所では交付できません。
 - ③ 事前にお電話いただいた場合でも、お受取りの際、請求書をご記入いただく必要があるほか、審査のための待ち時間が発生します。あらかじめご了承ください。

1. 住民登録に関する手続き

世帯主が亡くなった方

手続き 世帯主の変更

詳細説明

土曜窓口で一部取扱い

世帯主の方が亡くなられた場合、自動的に世帯員の方が新世帯主となります。別の方を世帯主に変更したい場合には届出が必要です。 ※本籍が小平市以外の場合、土曜窓口では他の市町村に確認等が取れないため、手続きができない場合があります。	亡くなった日から14日以内 届出人
	同一世帯員、法定代理人
持ち物 Teach to the second	受付窓口
来庁者の本人確認書類 ※同一世帯員以外の方が届出する場合は委任状。	市民課記録担当 (市役所 1 階) 25042-346-9805 東部出張所 西部出張所
MEMO	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた方

手続き カードの返却(任意)

詳細説明	期限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは 住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは 廃止となります。	なし
※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	届出人 どなたでも可
持ち物	受付窓口
□ 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード □ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 窓口担当 (市役所 1 階) 25 042-346-9804

印鑑登録をしていた方

手続きー

詳細説明	期限				
自動的に廃止されますので、手続は不要です。	なし				
	届出人				
	_				
持ち物	受付窓口				
_	市民課 窓口担当 (市役所 1 階) ☎ 042-346-9804				
MEMO					

2. 健康保険に関する手続き

75歳以上(後期高齢者医療制度に加入していた方)

手続き(1) 相続人代表者届

土曜窓口で手続き可

詳細説明

被保険者が亡くなられた後、高額療養費及び保険料の還付などが発生する場合があります。これらは相続対象となることから、法定相続人の中から代表者を決めるための相続人代表者届の提出をお願いします。

※市ホームページから届出書をダウンロードすることができます。

·相続人代表者届

https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/109/109747.html

期限

すみやかに

届出人

相続人代表者

持ち物

- □ 亡くなられた方の保険証または資格確認書
- □ 相続人代表者の印鑑及び振込先がわかるもの (通帳など)
- □ 亡くなった方と相続人代表者との相続関係がわかる戸籍謄(抄) 本 などの写し

受付窓口

保険年金課 高齢者医療・年金担当 (市役所1階) ☎ 042-346-9538

東部出張所

西部出張所

葬儀を行った日の

翌日から2年以内

手続き② 葬祭費支給申請

土曜窓口で手続き可

詳細説明

被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000 円)が支給されます。

※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡く なりになった場合には、加入していた健康保険組合か後期高齢者医 療制度からの葬祭費の支給を選択することができます。

※市ホームページから届出書をダウンロードすることができます。

•後期高齢者医療制度 葬祭費

https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/110/110407.html



受付窓口

届出人

葬祭執行者

保険年金課 高齢者医療・年金担当 (市役所1階)

2 042-346-9538

東部出張所西部出張所

持ち物

- □ 葬祭を行ったことがわかるもの (会葬礼状・領収書など)
- □ 葬祭を行った方の印鑑及び振込先がわかるもの (通帳など)

2. 健康保険に関する手続き

75歳未満(国民健康保険に加入していた方)

手続き ① 資格喪失届(世帯主の死亡のときは、同時に世帯主変更の手続き) 土曜窓口で手続き可

詳細説明

被保険者が亡くなられた後、国民健康保険の資格喪失の届出が必要です。

※市ホームページから届出書をダウンロードすることができます。

· 資格喪失届(国民健康保険関係届)

https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/002/002464.html



期限

死亡日から14日以内

届出人

どなたでも可

持ち物

□ 亡くなられた方の保険証または資格確認書 (世帯主が死亡した場合は、加入者全員の保険証または資格確認書)

受付窓口

保険年金課 国民健康保険担当 (市役所1階) ☎042-346-9529 東部出張所

西部出張所

手続き ② 葬祭費支給申請

土曜窓口で手続き可

詳細説明

被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000 円)が支給されます。

※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡く なりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険 からの葬祭費の支給を選択することができます。

※市ホームページから届出書をダウンロードすることができます。

• 葬祭費申請 (請求) 書

https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/002/002476.html



期 限

葬儀を行った日の 翌日から2年以内

届出人

葬祭執行者

持ち物

- □ 葬祭を行ったことがわかるもの (会葬礼状・領収書など)
- □ 葬祭を行った方の印鑑及び振込先がわかるもの (通帳など)

受付窓口

保険年金課 国民健康保険担当 (市役所1階) ☎042-346-9529

東部出張所西部出張所

3. 年金に関する手続き

加入していた年金の期間が国民年金のみの方(厚生(共済)年金、 第3号被保険者として国民年金に加入していた期間がない方)

手続き 死亡一時金、未支給年金、遺族基礎年金、寡婦年金の請求

詳細説明

年金記録や年金受給の有無、世帯の状況によっ て請求できる手続きが異なります。(請求でき ない場合もございます。) また、厚生(共済) 年金や国民年金第3号被保険者に加入したこと がある方はP.25を参照してください。

【死亡一時金の請求】 【寡婦年金の請求】 死亡日から2年以内 すみやかに 【未支給年金、遺族基礎年金の請求】 死亡日から5年以内

それぞれのケースにより異なりますので、 受付窓口までお問い合わせください。

持ち物

- □亡くなられた方の年金手帳または基礎年金番号通知書
- □ 請求者の本人確認書類
- ※必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、 受付窓口までお問い合わせください。

受付窓口

保険年金課 高齢者医療・年金担当 (市役所1階) **2** 042-346-9531

4. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた方

∮続き 介護保険証の返還、相続人代表者届

詳細説明

介護保険被保険者証の返還と、介護保険に関する書類の受領などお手 続いただく方を決める相続人代表者届の提出をお願いします。

※市ホームページから届出書をダウンロードすることができます。

• 相続人代表者届

https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/083/083996.html

※郵送での返還及び提出も受け付けています。

受付窓口

すみやかに

届出人

相続人代表者

高齢者支援課 介護保険 担当(健康福祉事務セン ター1階) **2** 042-346-9510

東部出張所

西部出張所

持ち物

- □ 相続人代表者の印鑑及び振込先がわかるもの (通帳など)
- □ 亡くなられた方の被保険者証
- □ 亡くなられた方と相続人代表者との相続関係がわかる戸籍謄 (抄) 本などの写し

5. 税金に関する手続き

市・都民税を課税されていた方

手続き 相続人代表者届

土曜窓口で手続き可

1月2日以降に納税義務者の方が亡くなられた場合においても、1年分 の市民税・都民税が課税対象となります。納税の義務は相続人に継承 されます。この届出書は、亡くなられた方の市民税・都民税に関する 書類を受領される代表者を指定していただくための書類です。

※市ホームページから届出書をダウンロードすることができます。

·相続人代表者届出書

https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/000/000085.html



すみやかに

相続人など

受付窓口

税務課 市民税担当 (市役所2階) **2** 042-346-9522

東部出張所 西部出張所

固定資産税・都市計画税を課税されていた方

手続き 相続人代表者届

土曜窓口で手続き可

詳細説明

持ち物

この届出書は、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有していた 方が亡くなられた場合、亡くなられた方の固定資産税・都市計画税 に関する書類を受領される相続人代表者を指定していただくための 書類です。

固定資産の名義変更は、別に登記所での手続き(相続登記)が必要 になります。

※市ホームページから届出書をダウンロードすることができます。

·相続人代表者届出書

https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/000/000085.html



すみやかに

届出人

相続人など

受付窓口

税務課 土地担当 (市役所2階)

2 042-346-9524

家屋・償却資産担当 (市役所2階)

2 042-346-9525

東部出張所

西部出張所

持ち物

軽自動車税(種別割)を課税されていた方

手続き 相続人代表者届

土曜窓口で手続き可

詳細説明

原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車または軽自動車など を所有していた方が亡くなられた場合、相続人代表者を指定してい ただくための書類です。この他に、対象車両の廃車または名義変更 の手続きが必要です。詳しくはP.15、P.26をご覧ください。

※市ホームページから届出書をダウンロードすることができます。

·相続人代表者届出書

https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/000/000085.html



期限

すみやかに

届出人

相続人など

	44			7 1		ч.
ち	29/		受	41	12	록
			~	400	E	-22

税務課 庶務担当 (市役所 2 階) ☎ 042-346-9521 東部出張所 西部出張所

 MEMO	

5. 税金に関する手続き

未登記家屋を所有していた方

手続き 家屋補充課税台帳登録名義人変更届

詳細説明

登記所に登記されていない家屋の所有者が相続などにより変更になった場合は、家屋補充課税台帳登録名義人変更届の提出をお願いします。

※市ホームページから届出書をダウンロードすることができます。

· 家屋補充課税台帳登録名義人変更届

https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/000/000088.html



期限

すみやかに

届出人

相続人など

持ち物

- □新名義人の印鑑登録印
- □新名義人の印鑑登録証明書
- □ 相続を証明する書面(遺産分割協議書など)

受付窓口

税務課

家屋・償却資産担当 (市役所2階)

2 042-346-9525

原動機付自転車(125cc以下)または小型特殊自動車を所有していた方

手続き 廃車または名義変更

土曜窓口で手続き可

詳細説明

原動機付自転車(125cc以下)または小型特殊自動車を所有していた方が亡くなられた場合、対象車両の廃車または名義変更の手続きが必要です。

なお、三輪・四輪の軽自動車または総排気量125cc超のバイクを所有していた方が亡くなられた場合、市役所以外での手続きとなります。詳しくはP.26をご覧ください。

※市ホームページから届出書をダウンロードすることができます。

- ・原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車
 - https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/000/000096.html
- ・原動機付自転車・小型特殊自動車の登録(名義変更)

https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/000/000095.html





五什农口

届出人

すみやかに

相続人など

税務課 庶務担当 (市役所2階)

\$ 042-346-9521

東部出張所(一部取扱)

西部出張所(一部取扱)

※出張所ではナンバープレートの返却ができる 廃車手続きに限ります。

持ち物

- □ 届出人の本人確認書類
- □ ナンバープレート
- □ 標識交付証明書
- □ 亡くなられた方と相続人代表者との相続関係がわかる戸籍謄 (抄)本などの写し
- ※ケースにより異なりますので、受付窓口でお問い合わせください。

6. こどもに関する手続き

認可保育園、幼稚園、幼児教育・保育無償化対象の認可外保育施設などに在園・申込をしている児童及びその世帯の方

手続き 家庭状況変更届、認定変更届、退園届 など

詳細説明	期限
同じ世帯でも、手続きが不要な場合もございますので、受付 窓口までお問い合わせください。	すみやかに
	届出人
	認可保育園などに在園・申込 をしている児童の保護者の方
持ち物	受付窓口
※必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、受付窓口までお問い合わせください。	保育課 入園・認定担当 (市役所2階) か 042-346-9601 東部出張所(一部取扱) 西部出張所(一部取扱) ※出張所では内容により受付できない場合もございます。

幼稚園・認可外保育施設などに在園しており、補助金を申請 (受給) している児童及びその世帯の方

手続き 補助金に関する各種手続き

詳細説明	期限
同じ世帯でも、手続きが不要な場合もございますので、受付 窓口までお問い合わせください。	すみやかに
次口よ Cの同の日が色く/Cとい。	届出人
	補助金を申請 (受給) している 児童の世帯の方
持ち物	受付窓口
□ 印鑑 ※必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、受付窓口までお問い合わせください。	保育課 幼稚園・認可外保育施設担当 (市役所 2 階) な 042-346-9645

6. こどもに関する手続き

児童手当の受給者、配偶者、対象児童 乳幼児医療証(マル乳)・義務教育就学児医療証(マル子)・高校生等医療証 (マル青)をお持ちの保護者、対象児童

手続き 資格喪失届、保護者変更、未払手当請求など

詳細説明	期限
※市ホームページから届出書をダウンロードすることができます。・児童手当 届出書(変更届、消滅届) 「児童手当受給事由消滅届(市外へ転出・公務員になったなど)」https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/010/010733.html	死亡または葬儀の日から 15日以内 届出人 親族など
・乳幼児医療費助成制度(マル乳) 申請書・届出書「変更・消滅届」 https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/010/010653.html	
・義務教育就学児医療費助成制度 (マル子) 申請書・届出書「変更・消滅届」 https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/010/010415.html	
 高校生等医療費助成制度(マル青) 申請書・届出書「変更・消滅届」 https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/104/104831.html ※状況により、他の届出が必要な場合があります。 	
持ち物	受付窓口
□ マル乳医療証□ マル子医療証□ マル青医療証	子育て支援課 手当助成担当 (市役所 2 階) ☎ 042-346-9544
※必要な書類などは、それぞれのケースにより異すので、受付窓口までお問い合わせください。	なりま ※ひとり親家庭の手当・医療費助成の申請をあわせて行うことができます。

ひとり親家庭で、児童扶養手当・児童育成手当(育成手当)を受給していた方 ひとり親家庭医療証(マル親)をお持ちだった方、対象児童

手続き 資格喪失届、受給者変更、未払手当請求など

詳細説明	期限
	死亡または葬儀の日から 15日以内
	届出人
	親族など
持ち物	受付窓口
□ 児童扶養手当の証書 □ マル親医療証 □ 受給者が死亡の場合、未払手当の振込先口座 (対象児童のうち、第一子名義) がわかるもの ※必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、受付窓口までお問い合わせください。	子育て支援課 手当助成担当 (市役所2階) な042-346-9544

※ひとり親になった方(父または母が亡くなった方)は上記手当を受けられる場合がありますので、死亡または葬儀の日から15日以内に窓口へお越しください。必要書類をご案内します。

<u>障がいのあるお子さんがいて、特別児童扶養手当・児童育成手当(障害手当)・小平市心身障害児福祉手当を受給していた方(保護者、対象児童等)</u>

手続き 資格喪失届、保護者変更、未払手当請求など

詳細説明	期限			
	死亡または葬儀の日から 15日以内			
 	届出人 親族など 受付窓口			
※必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますの で、受付窓口までお問い合わせください。	子育て支援課 手当助成担当 (市役所 2 階) な 042-346-9544			

6. こどもに関する手続き

公立の小・中学校に在学されている児童・生徒の保護者であった方

手続き 1 保護者変更届

詳細説明	期限
児童・生徒の保護者に変更が生じた場合は、お手続きが必要 です。	すみやかに
	届出人
	保護者または未成年後見人
持ち物	受付窓口
_	学務課 学事保健担当 (市役所 5 階) ☎ 042-346-9570

手続き② 就学援助費、就学奨励費の変更申請

詳細説明	期限				
就学援助費や就学奨励費を受給している児童・生徒の保護者 に変更が生じた場合は、お手続きが必要です。	すみやかに				
	届出人				
	保護者または未成年後見人				
持ち物	受付窓口				
_	学務課 学事保健担当 (市役所 5 階) ☎ 042-346-9570				
MEMO					

7. 障がいに関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳をお持ちだった方

手続き手帳の返還

詳細説明	期限
	すみやかに
	届出人
	どなたでも可
持ち物	受付窓口
□ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者 保健福祉手帳、愛の手帳	障がい者支援課 サービス支援担当 (健康福祉事務センター1階) な 042-346-9542

自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院)をお持ちだった方

手続き 自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院) の返還

詳細説明	期 限
	すみやかに
	届出人
	どなたでも可
持ち物	受付窓口
□ 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院)	障がい者支援課 サービス支援担当 (健康福祉事務センター1階) な 042-346-9542

障害福祉サービス受給者証をお持ちだった方

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還

詳細説明	期限
_	すみやかに
	届出人
	どなたでも可
持ち物	受付窓口
□ 障害福祉サービス受給者証	障がい者支援課 サービス支援担当 (健康福祉事務センター1階) な 042-346-9542

7. 障がいに関する手続き

マル障受給者証をお持ちだった方

手続き マル障受給者証の返還

詳細説明	期限			
未請求の都外受診や施術などがある場合は、受付窓口までお問い合わせください。	すみやかに			
0.01767/2000	届出人			
	どなたでも可			
持ち物	受付窓口			
□ マル障受給者証 ※請求がある場合は、受付窓口までお問い合わせください。	障がい者支援課 事業推進担当 (健康福祉事務センター1階) な 042-346-9540			

各種手当を受給していた方

手続き 異動届または死亡届

詳細説明	期限				
※市ホームページから届出書をダウンロードすることができます。	すみやかに				
・心身障害者福祉手当受給者異動届 ************************************	届出人				
https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/000/000112.html	どなたでも可				
持ち物	受付窓口				
受付窓口までお問い合わせください。	障がい者支援課 事業推進担当 (健康福祉事務センター1階) な 042-346-9540				
MEMO					

ガソリン費補助を受給していた方

手続き ガソリン費補助の資格喪失、未払金の請求

未請求分がある場合に、同居の相続人に限り請求できます。 すみやかに ※市ホームページから届出書をダウンロードすることができます。 届出人 どなたでも可 小平市心身障害者ガソリン費補助金請求書 ・ 小平市心身障害者自動車ガソリン費補助受給資格異動届書 https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/003/003621.html 持ち物 受付窓口 【未払金の請求のとき】 障がい者支援課 事業推進担当 (健康福祉事務センター1階) □同居の相続人の印鑑 **2** 042-346-9540 □ 預金通帳 □未請求分の領収書

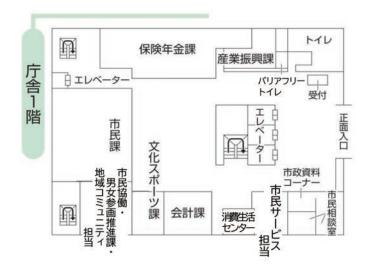
福祉タクシー利用券を使用していた方

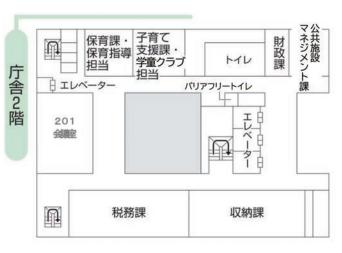
手続き

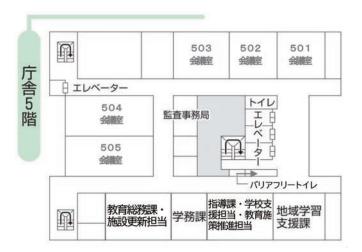
福祉タクシー利用料金補助の資格喪失、未使用分の福祉タクシー利用 券の返還

詳細説明	期限		
※市ホームページから届出書をダウンロードすることができます。	すみやかに		
	届出人		
・小平市福祉タクシー利用者異動届書	どなたでも可		
https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/000/000109.html	2 372 2 343		
持ち物	受付窓口		
□ 未使用分の福祉タクシー利用券	障がい者支援課 事業推進担当 (健康福祉事務センター1階) ☎ 042-346-9540		

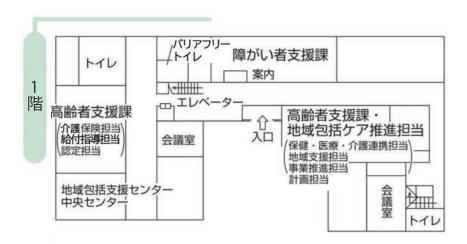
市役所のご案内

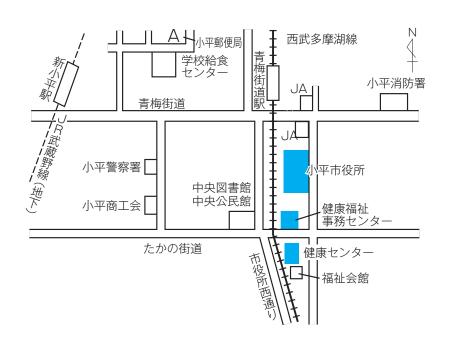






健康福祉事務センターのご案内





■手続き窓口

小平市役所 小川町 2 − 1 3 3 3 ☎ 0 4 2 − 3 4 1 − 1 2 1 1 (代表)

月曜日~金曜日 午前8:30~午後5:00

土曜日 午前8:30~午後0:15

(市民課、保険年金課、税務課、収納課において、一部の業務のみ)

東部出張所 花小金井1-8-1 ☎ 042-467-1211

月曜日~金曜日 午前8:30~午後5:00

西部出張所 小川西町4-10-13 ☎ 042-343-1211

月曜日~金曜日 午前8:30~午後5:00

※日曜、祝日、年末年始を除く。

						MEM						
						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						
•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			••••		•••••	••••			•••••		
•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	••••			••••			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••
•••••	•••••	• • • • • • • • • •	••••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••
•••••	•••••	• • • • • • • • • •	••••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • •	•	• • • • • • • • • • • • • • •		•••••

年金に関する手続き

国民年金以外の年金に加入したことがある方 (厚生(共済)年金、第3号被保険者として国民年金に加入していた期間がある方)

手続き 死亡一時金、未支給年金、遺族年金、寡婦年金の請求

詳細説明

年金記録や年金受給の有無、世帯の状況によって請求できる手続が異なります。(請求できない場合もございます。)詳しくはねんきんダイヤルへ直接お問い合わせください。受付窓口へ来訪される場合は、事前に予約受付専用電話から来訪相談のご予約をすると、スムーズに受け付けできます。

期限

【死亡一時金の請求】 【寡

【寡婦年金の請求】

死亡日から2年以内

すみやかに

【未支給年金、遺族年金の請求】

死亡日から5年以内

届出人

ねんきんダイヤルへお問い合わせください。

持ち物

必要な書類などは、ねんきんダイヤルまで お問い合わせください。

ねんきんダイヤル

☎ 0570-05-1165 (ナビダイヤル)

☎ 03-6700-1165 (一般電話)

受付窓口

武蔵野年金事務所

武蔵野市吉祥寺北町4-12-18

25 0422-56-1411

街角の年金相談センター 国分寺

国分寺市南町2-1-31 青木ビル2F

予約受付専用電話

☎ 0570-05-4890 (ナビダイヤル)

☎ 03-6631-7521 (一般電話)

MEMO	
	,
	,

税金に関する手続き

三輪・四輪の軽自動車または総排気量125cc超のバイクを所有していた方

手続き廃車または名義変更

詳細説明	期限		
各受付窓口に直接お問い合わせください。	すみやかに		
	届出人		
	相続人など		
持ち物	受付窓口		
必要な書類などは、各受付窓口までお問い合材ください。	世 三輪・四輪の軽自動車 軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支 ☎ 050-3816-3104 総排気量125cc超のバー 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事 ☎ 050-5540-2033	示	

外国人に関する手続き

在留カード・特別永住者証明書をお持ちだった方

手続き 在留カードまたは特別永住者証明書の返還

詳細説明	期限
出入国在留管理局での取り扱いとなります。 詳しくは出入国在留管理局ホームページをご覧くだ さい。	すみやかに
	届出人
	どなたでも可
	受付窓口
	東京出入国在留管理局 おだいば分室 〒135-0064 江東区青海2-7-11
	東京港湾合同庁舎9階

市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	$\overline{\mathbf{V}}$	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証		返納	小平警察署 ☎ 042-343-0110
パスポート		返納	東京都パスポート電話案内センター ☎ 03-5908-0400
預貯金口座など		口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など		死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など		名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税		相続税の手続き 所得税・消費税申告など	東村山税務署 ☎ 042-394-6811
不動産登記		土地・家屋などの所有者 移転 (相続) 登記など	東京法務局田無出張所 ☎ 042-461-1130
水道		水道の閉栓、名義変更、振替口座の変更	東京都水道局お客さまセンター
クレジットカード		解約	
固定電話、携帯電話		契約継承、解約	
インターネット			各契約会社
電気・ガス		名義変更、解約(定期購	
ケーブルテレビ		読の解約など)	
NHK 受信料			25 0120-15-1515

[※]手続きには、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。 各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

相続に関する手続きチェックリスト

令和6年4月1日から**不動産の相続登記が義務化**されています。

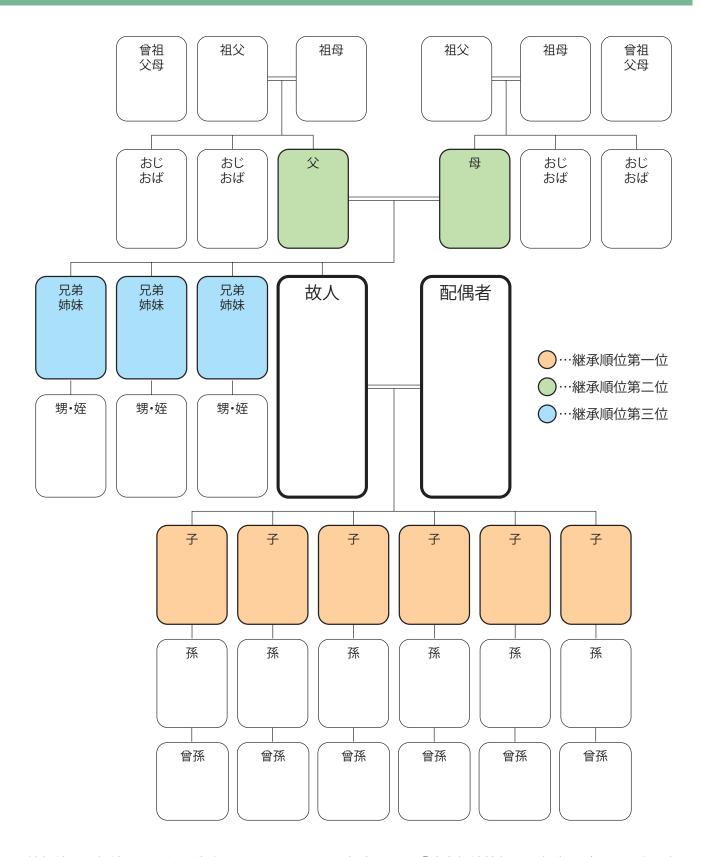
令和6年4月から、相続による不動産の取得を知ってから3年以内に登記申請をすることが法律で義務付けられています。正当な理由なく申請しない場合には10万円以下の過料が科される可能性があります。

詳細は法務局ホームページをご覧いただくか、司法書士会の「相続登記相談センター」 **☎ 0120-13-7832** にお問い合わせください。

項目	期日	備考
相続人の 調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した 戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から 死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
遺言書の 探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
遺言書の 検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
相続財産 の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
遺産分割 協議 (協議 書の作成)	すみやかに	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
相続放棄• 限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
所得税の 準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が 1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算 して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に 申告と納税をしなければなりません。
相続税の 申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が 基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

市では、専門相談員による無料相談(法律、税務、相続・暮らしの手続、登記・成年後見など) を実施しています。お気軽にご利用ください。

※事前の予約が必要です。詳しくは、市報または市ホームページをご覧ください。 https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/033/033219.html



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として「法定相続情報証明制度」があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)をご覧ください。

故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不 動 産				
産				
	金融機関名	支店名	金額	備考
預 貯 金				
立				
_	名称	内容	保管場所など	備 考
そ の 他				
その他の資産				
圧				
借 入	借入先	金額	返済方法	備考
借入金・ローン				
コン				
生	保険会社		受取人	備考
叩 保 険				
生命保険•損害保险				
保 険				
ハ	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金				
金				
個人	名 称	番号・記号など	受給金額	備考
個人年金·企業年金				
企業				
年 金				
7				
その他				
15				
	- 5	- - 		- 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します,

法定相続情報証明制度

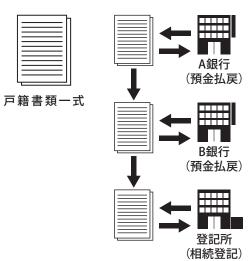
平成29年5月29日から、全国の登記所(法務局)において、

各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。 この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

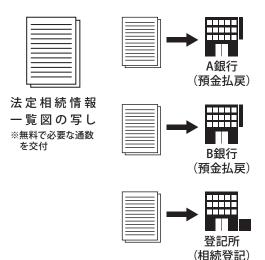
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいく つもある場合にお 勧めです。手続きが 同時に進められ、時 間短縮につながり ます。

制度の概要

①申出(法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して 登記所に申出をします。



②確認・交付(登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、 戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧 図の作成などの手 続きは専門家(※2) に依頼することも可 能です。

(※2)弁護士、司法書士、 土地家屋調査士、 税理士、社会保険 労務士、弁理士、 海事代理士、行政 書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

◆相続した「空き家」を売却しやすくする特別控除について

相続した空き家について、相続人が当該家屋または取り壊し後の土地を譲渡した場合、譲渡所得から3,000万円(※)を控除する特別措置があります。市役所では、相続により発生した市内にある空き家について、本制度の適用を受けるために必要な書類の一つである「被相続人居住用家屋等確認書」を交付しています。

詳しくは、市ホームページ(下記QRコード)をご覧いただくか、地域安全課へお問い合わせください。

※相続人が3名以上の場合、特別控除額は1人2,000万円となります。

- ・適用条件(一部抜粋。その他の諸要件もあります。)
- ①相続の開始があった日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡すること。
- ②被相続人は相続開始前まで当該家屋に居住し、他の居住者がいなかったこと。 (被相続人が老人ホーム等に入所していた場合も、制度の対象となる場合があります。)
- ③昭和56年5月31日以前に建築され、相続の時から譲渡の時まで使用されていないこと。
- ④譲渡価値が1億円以下であること。



https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/052/052570.html

<u>なお、空き家等を適切に管理することは所有者の責務です。管理不全な状態とならないよう、適切</u>な管理をお願いします。

問合せ先

地域安全課地域安全担当(市役所3階)

2042-346-9614

パソコンによる作成はご遠慮ください。委任状は、委任者本人が代理人欄も含めすべて自署してください。

住民異動届、住民票·戸籍交付請求用

委任 状 (記入例)

代理人 (窓口にお越しになる方)

住 所 小平市花小金井1-8-1

氏 名 小 平 ◇◇子

生年月日 昭和60年10月1日

本人との関係

代理で窓口に お越しになる方

私に係る下記事項につき、上記の者を私の代理人と定め、その権限を委任します。

委任する内容を 具体的にご記入ください マイナンバーカードの券面に<u>「顔認証」の文言が記載されている場合は</u>、委任事項に記入下さい。※1

委任事項 (例) /--

転入届、転居届、転出届の手続き

マイナンバーカードの券面変更について

住民票の写し 1通 交付請求

戸籍全部事項証明書 ○通 交付請求 戸籍個人事項証明書 小平■■分 ○通 交付請求

戸籍の附票(全部、一部)

身分証明書 小平■■分 ○通 交付請求

令和6年 5月 1日

委任状を 記入した日

委任者 (本人)

住 所 小平市小川町2-1333

氏 名 小 平 ■ ■

※1 顔認証の文言が記載されていないマイナンバーカードの券面変更のお手続きは、委任状ではできません。照会書兼回答書を送付いたしますので、窓口でお申し付けください。

申請の際、窓口で代理人の本人確認を行っています。マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証など、本人確認書類を必ず持参してください。

委 任 状

代理人	(窓	口にお越しになる方)			
住	È	所			
丑	E	名			
生	上 年月	日			
本	人との	對係			
		る下記委任事項につき、上記の者を私の代理人と 限を委任します。	定め、		
委任事	項				
			年	月	日
委任者	(本	人)	·		,
住	È	所			
氏	E	名			
		委任者本人がすべて記入(自署)してくだ	さい。		

郵送等による住民票の写しの請求書

			·	
請求する方の住所	必要とする方との続柄			
請求する方の氏名	()			
昼間連絡のとれる電				
1 必要とする住民	民票についてご記入ください。			
住所				
氏名				
生年月日 明治	台・大正・昭和・平成・令和(外国人	住民の場合は、西暦) 年 月	日	
使用目的(提出先领	等を具体的に書いてください。)			
2 必要とする住民	民票の種類に○をつけ、必要数をご記	入ください。	1通当たりの手数料	
(1) 住民票(世	帯全部)	()通	250円	
(2) 住民票(世 必要な方のE				
3 住民票に記載る	を希望する項目にチェックをしてくだ	さい。		
日本国籍の方	□本籍・筆頭者氏名 □世帯主・世帯主との続柄	□個人番号(マイナンバー) 代理人請求の場合は後旦、ご本人		
外国人住民の方 □中長期在留者・特別永住者等の表示 □在留資格・在留期間・ 在留期間の満了の日 □在留カード番号又は特別永住者証明書番号 □国籍・地域 □個人番号(マイナンバー)※個人番号入り住民票の □世帯主・世帯主との続柄 申請は代理人請求の場合は後日本人様宛に郵送します。				

<u>この請求書 + 定額小為替(手数料)+ 本人確認書類 + 返信用封筒を封筒に入れ、</u> <u>〒187-8701 小平市小川町2丁目1333番地 市民課 郵送担当 宛にお送りください。</u> 注

- 1 本人確認書類とは、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真入り)、 在留カード、特別永住者証明書等の場合は1点、健康保険の資格確認書または被保険者証(有効期限内のもの)、 年金手帳、学生証又は社員証等の場合は2点以上のコピーです。
- 2 返信用封筒には、切手を貼付し、あらかじめ申請者の住所及び氏名をご記入ください(<u>送付先は申請者の住民登録地のみとなり、勤務先などには送付できません。</u>)。
- 3 郵送等による請求における住民票の交付には、配達日数と市役所での処理日数が必要です。

MEMO

郵送等

戸籍証明書等の請求方法

次の①~④を封筒に入れ、送付してください。 なお、郵送等の場合は、配達の日数と役所での処理日数が必要です。

※本人確認書類…送付先の現住所が確認できる運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)等の公的機関発行の顔写真付き身分証明書 1 点(パスポートは不可)。または、送付先の現住所が確認できる健康保険の資格確認書または被保険者証(有効期限内のもの)、年金手帳、年金証書、生活保護受給者証明書等 2 点。

◆手数料は、定額小為替または現金書留のご利用をお願いします

定額小為替は郵便局・ゆうちょ銀行でお買い求めください。

	手数料/通
戸籍全部·個人事項証明書	450円
除籍全部・個人事項証明書	750円
改製原戸籍謄・抄本	750円
戸籍附票、身分証明書、独身証明書	250円

※戸籍の受理証明書、届出記載事項証明書は請求条件などが異なりますので、詳しくは市役所市民課にお問い合わせください。

◆返信用封筒に切手を貼り、自宅の住所・氏名をご記入ください

※返信用封筒の送付先は現住所(住民登録地)のみです(勤務先等への送付は不可)。 通数が多い場合は、切手を多めに貼ってください。 必ず、日中の連絡先(TEI)を記入してください。

◆送付先(切り取ってお使いください。専用郵便番号のため住所不要で届きます。)

〒187-8701

小平市役所 市民課郵送担当宛

---- ※ キリトリ※ --

戸籍証明書等の請求書

小平市長 宛

					令和 4	年	月	日
	住所							
	氏名			(Lin	筆	頭者と	の関係	系
申請者				印				
	生年.	月日						
	TEL	_	_	- (日中	連絡がとオ	いる電	話番·	号)
本籍								
		i籍の最初に書かれてい	る方で、死亡して	(も変わりません)			生年人	
│ 筆頭者氏名 │	I				明・オ 		• 平•	-
		-+ Is I				年	月	日
		請来す	る証明書の	の種類・通数				
1 戸籍全部事	項証明書	(戸籍謄本)	通	5 (昭和・平成)	改製原戸籍謄	本		通
2 戸籍個人事 必要な方の		(戸籍抄本)	通	6 (昭和・平成)改 必要な方の名		<u>.</u>		通
()		()		
3 除籍全部事	項証明書	(除籍謄本)	通	7 身分証明書 必要な方の名	前			通
C MANA THE T	X HE 71 E	(MANAGE TO)	~=	(133)		~=
4 除籍個人事 必要な方の ((除籍抄本)	通	8 戸籍の附票(stand) 一部の場合 (※1 本籍地・筆頭 ※1 住民票コード	る要な方の名前 者の記載が必要)		通
9 その他(必要な方の		書 • 独身証明]書・)	Ī	正明書)※2			通
使用目的·必 要事項等	\$							

- ※1 「8 戸籍の附票」に本籍地・筆頭者、住民票コードの記載が必要な場合はチェック V してください。
- ※2 独身証明書、受理証明書などは、9 その他の欄に詳しくご記入ください。

発 行 小平市役所

編集/制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2025年4月

